

■報道発表のページ

自動車事故対策費補助金の申請受付を開始

～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000428.html

■各々の補助金事業のページ

(1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_02.html

(2) 運行管理の高度化に対する支援

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi1.html>

(3) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi2.html>

(4) 社内安全教育の実施に対する支援

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi3.html>

令和2年度 事故防止対策支援推進事業概要一覧

先進安全自動車 (ASV)の導入に対する 支援	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.74億円の内数
	対象機器・装置	①衝突被害軽減ブレーキ（車両総重量3.5t超20t以下のトラックへ装着されるもの） ②ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置 （車両総重量3.5t超22t以下のトラック（13t超トラック含む）へ装着されるもの） ③車両安定性制御装置（車両総重量3.5t超20t以下のトラックへ装着されるもの） ④先進ライト（車両総重量3.5t超のトラック （13t超トラック含む）へ装着されるもの） ⑤側方衝突警報装置（車両総重量3.5t超のトラック）
	助成金額	取得費用の1/2（1車両あたり上限：①③10万円、②5万円、④10万円、⑤5万円①～⑤合わせて15万円） ②の装置のうち、同一車両に複数装置を装着する場合は、最も金額の高い装置に対してのみ補助。
	申請期間	2020.10.29～2021.1.29（2020.4.1以降に購入（新車新規登録）した車両が対象）
	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く。 補助金名称「先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」
運行管理の高度化に 対する支援	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.74億円の内数
	対象機器・装置	①国土交通大臣が認定したデジタル式運行記録計 ② " 映像記録型ドライブレコーダー
	助成金額	①デジタル式運行記録計 車載器本体 1/3(1台あたり上限3万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限10万円) ②ドライブレコーダー 車載器本体 1/3(1台あたり上限2万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限3万円) 1事業者あたり上限：80万円 ①②同時購入の場合、1台あたり上限：車載器5万円、事業所用機器13万円
	申請期間	2020.10.29～2020.12.18（2020.4.1以降導入機器が対象）
	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「運行管理の高度化に対する支援」
過労運転防止のための 先進的な取り組みに対 する支援	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.74億円の内数
	対象機器・装置	国土交通大臣が認定した次の機器 ①ITを活用した遠隔地における点呼機器 ②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 ③休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 ④運行中の運行管理機器
	助成金額	取得費用の1/2（1事業者あたり上限：80万円） ※一部の機器に1台あたりの上限あり
	申請期間	2020.10.29～2020.12.18（2020.4.1以降導入機器が対象）
	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」
社内安全教育の実施 に対する支援	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.74億円の内数
	対 象	国土交通大臣の認定を受けている、事故防止コンサルティング
	助成金額	費用の1/3（1事業者あたり上限100万円）
	申請期間	2020.10.29～2020.11.20
	その他条件	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「社内安全教育の実施に対する支援」